

終活

第2回 遺品整理業界に起るトラブル!  
被災地で起る“遺品の不法投棄”と  
撲滅に向けた“寄付”的取り組み

最近では、多様な業者が遺品整理を扱うようになりました。

一方で呼ばれているのが「ご遺族と業者間でのトラブル」です。様々報告がされていますが、今回は「遺品の不法投棄」を考えてみましょう。

私たちの言う「遺品整理」は、「遺品の整理」に他なりま

せんが、遺品整理業務を行う際、どうしても「遺品の処分」

「家財道具の廃棄」などが付いて回ります。

業者が増える中で価格競争が起こり、業務の価格を落とすた

「不法投棄」と言えるでしょう。

遺品整理で、不要物となつたものは、「一般廃棄物」に該当

し、これらを車両に積み込み、運搬するためには「一般廃棄物

**東北・被災地での現状**

東北・被災地での現状

為だと皆さん気が思うはずです。  
私たちは、そうした状況が少しでも改善されればと、「東北被災地不法投棄撲滅ひまわり基金」を創設し、昨年12月末、少額ではありますが、不法投棄が多く報告されている石巻市へ10万円の寄付もさせて頂きました。遺品に限らず、やむなく処する大切な品もあるはずです。心無い対応をされることのないよう、心から願います。



石巻市から感謝の手紙が届いた

木村 榮治

(一社)遺品整理士認定協会  
理事長、(一社)事件現場特殊清掃センター理事長。遺品整理士の資格認定の他、「事件現場特殊清掃士」資格を創設するなど、遺品整理に係る社会問題に対して使命を持って立ち向かい、現在の活動に至る。

問合せ先：0123-42-0528

すが、これらを加味した見積書の作成、処分料に見合った金額の請求が無い場合には、不法投棄を疑つてみるのも、抑止力になるのではないでしようか。

すべての業者がそうだということではありますんが、「廃棄物処理」について、①説明が曖昧②対応の流れが見えない③極端に価格が安価の3点が不法投棄を行なう業者に多く見受けられます。依頼される際には、注意しておくと良いかもせん。